

第3期医療機器基本計画の検討について

厚生労働省

医薬産業振興・医療情報企画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療機器基本計画に関する調査研究事業

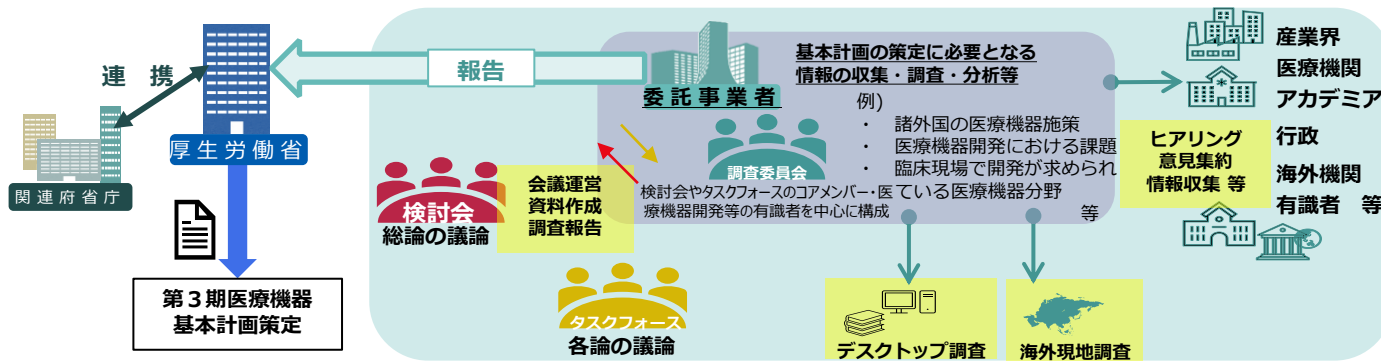
1 事業の目的

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成26年6月27日公布・施行）に基づき、「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画」(以下、「医療機器基本計画」という。)を策定している。

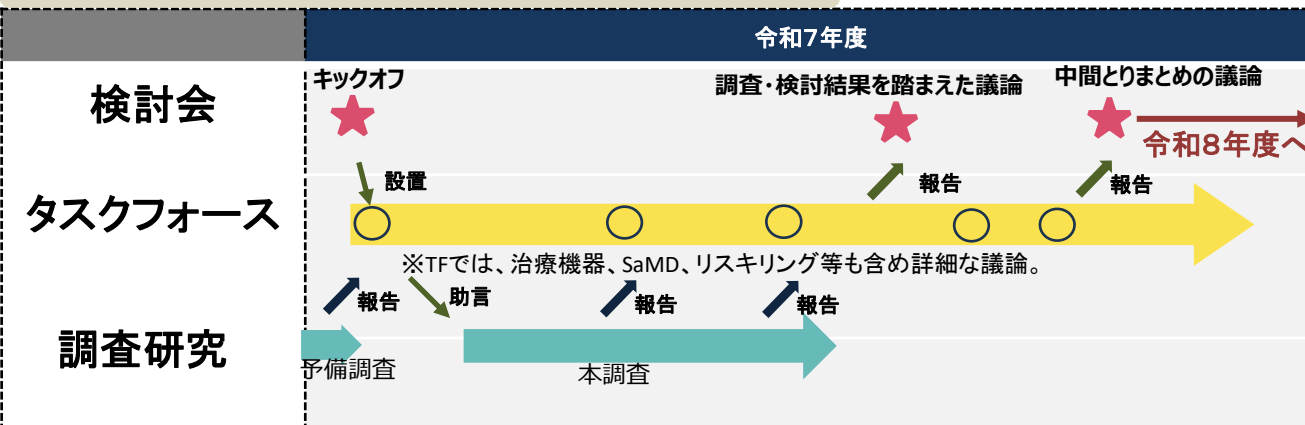
令和4年5月31日に閣議決定された第2期医療機器基本計画において、毎年度検討会を開催の上、各省の取組の進捗状況等を確認することとされているほか、5年を目途に見直すこととされている。

本事業は令和9年度に策定が予定される第3期医療機器基本計画をより効果的かつ実行性が高いものにするため、必要となる情報の収集・調査や、課題の分析等を実施する。

2 事業の概要・スキーム



スケジュール（イメージ）



- 第3期医療機器基本計画策定に当たって必要となる情報を収集・調査し、計画に反映すべき政策的課題と考えられる対応案について分析・検討する。
- 具体的には、先進的な医療機器の開発等が盛んな諸外国における医療機器に関連する施策（リスクリングを含む）の動向、革新的な医療機器の開発状況等の調査（現地調査も含む）や、関係するステークホルダーへのヒアリング調査等を実施し、統計情報やデスクトップ調査では得られないような、第3期基本計画において取り組むべき事項の具体化・精緻化に資する情報を収集・整理する。
- 検討会・タスクフォースを開催し、上記調査結果等を報告するとともに、検討会・タスクフォースにおいて調査を要するとされた内容等に対して適宜調査を行い報告する。
- 本事業下で実施した調査報告や検討会・タスクフォースでの議論の結果を、第3期医療機器基本計画策定に当たって活用する。

3 実施主体等

委託事業（シンクタンク等の民間団体を想定）